

福マネット

<発行日>
令和7年5月1日

第30号

「福マネット」とは“福島のケアマネジャーのネットワークを深めていこう!”という思いが込められています。

巻頭言

副会長
宮尾 直木



会員の皆様には、平素より当協会の運営に際し多大なるご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

令和6年4月の改正から1年が過ぎました。今回の改正では居宅介護支援事業所においても取扱件数、運営基準等々さまざまな改正があり、皆様におかれましても新たな取り組み等で忙しい1年だったかと思えます。

さて、本年2025年は以前から「2025年問題」として問題提起されてきました。団塊の世代と言われる方々が後期高齢者となり、ますます超高齢化時代となって皆様もこれまで以上に多岐にわたり尽力されていると存じます。また、超高齢化のみならず人口減少も大きな問題となっております。私が所属する地域においても例外ではなく、子どもの減少により学校の統廃合や介護人材不足による介護事業所の廃業や定員減少等々さまざまな問題があり、我がこととして感じております。今や全国どの地域でも同様に介護人材不足が問題となっており、制度あってサービス無し、住み

慣れた地域からサービスのある地域への転居も考えないといけない時代がくるのかと、いや、当地域ではすでに来ていることを大変危惧しており、地域におけるサービスの確保には他法人との協働化や大規模化等の取り組みが必要になっていくことでしょう。

また、介護人材の処遇改善が必須であり、国会の議論でも介護にも「特定最低賃金」の適用を検討するべきとの考えが示されてますが、最低賃金が引き上がっても介護事業は公費運営であり介護報酬の引き上げとセットでなければ経営を圧迫するだけなのではと思います。次期改正議論でようやく介護支援専門員のなり手不足解消のため業務の整理やICT活用による負担軽減、待遇改善がテーマとなっており、私としても介護支援専門員は介護保険制度において重要で必要な役割であると広く認知されることを望む限りです。

皆様の事業所でも春は人事異動や転職者が就職してくる時期ではないでしょうか。ぜひ新人研修の際にはその重要性、必要性、さらには「やりがい」といった動機付けを見出せるような取り組みを実施してほしいと思います。当協会としても会員の皆様にとって有益となる研修会や情報提供をできるよう取り組んでまいりたいと存じます。どうぞよろしくお願ひ致します。

目次

巻頭言.....	1
福マネットリレー"結"	2
令和7年2月の豪雪と自然災害BCP	2
ケアプラン点検について	3
令和6年度介護予防支援の指定を受けるまで	4

ハイライト

- ◆宮尾副会長から皆様へ
- ◆田村地域の"結"
- ◆自然災害BCPを活用するため、平常時からの訓練と準備の重要性
- ◆ケアプラン点検の考え方

福マネット
リレー田村市地域包括支援センター
神田 秀樹

田村地方介護支援専門員連絡協議会（以下、協議会）は、現在会員数が約100名となっており、三春町、小野町、田村市、葛尾村、川内村と、幅広い地域から介護支援専門員が協議会に在籍しています。また、会員の所属も居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、施設、通所介護、訪問介護等さまざま、事業所のみならず個人の会員も協議会の活動に参加しています。

協議会では毎月役員会を開催し、運営に関する協議事項について検討しているほか、年間を通して研修会の企画を行い、介護支援専門員のスキルの向上を図るための研修会や、介護保険制度に関する研修会などを開催しています。会員は協議会の研修会に限らず、行政や職能団体による研修会にも随時参加するなど、専門職としてそれぞれが日々自己研鑽を行っています。

令和5年度には介護報酬改定に伴い、小濱道博先生による研修会を開催したほか、令和6年度においては、法定研修のカリキュラムに導入されることになった適切なケアマネジメント手法について各会員に周知することを目的として、

石山麗子先生による研修会を開催し、会員のみならず非会員を含め多数の参加となりました。また、介護、医療の連携を図る取り組みとして、地域の医師会や田村地方在宅医療・介護連携支援センターとの共催による難病研修会を開催することもでき、介護支援専門員はもちろんのこと、地域医療を支える先生方や医療従事者、そのほか多職種の方と一緒に学ぶ機会もありました。

現在、協議会では会員数が減少傾向にあり、会員数の確保も今後の課題となっていますが、協議会で活動することによって今後の制度改正の動向や、福島県介護支援専門員協会、他地域協議会の活動を知ることができる良い機会になると思っており、何よりも同じ地域で働く仲間として、何事においても気兼ねなく相談できる関係性をつくっていくことができたら良いと考えています。



令和7年2月の豪雪と自然災害BCP

西会津町介護老人保健施設「憩の森」 鈴木 朋美

昨年は暖冬で積雪の少ない会津地方でしたが、令和7年2月に襲った豪雪では、会津の中心部である会津若松市の道路状況など、連日全国版ニュースでも取り上げられる程の大災害となりました。私の所属法人は新潟県と隣接しており、今年1月8日から断続的に雪が降り続き、24時間降雪量が1月9日時点で全国1位（51cm）となり、その後も警報級の大雪が続き、2月の豪雪では最大積雪深172cmを記録。会津地方の多くの市町村で災害救助法が適用されました。

高齢化率の高い本町においては、除雪が困難な高齢者世帯も多く、豪雪によりヘルパーが訪問するも自宅までたどり着けない世帯やショートステイの退所を延期せざるを得ないケースがありました。通所系サービスでは、除雪が間に合わなくサービス提供時間が大幅に遅れたり、町内の交通の大動脈となる国道49号と磐越道が通行止めになったことで、利用者の送迎時間の変更や職員の通勤



にも大きな影響を及ぼしました。

町内では雪害による倒木の影響で、長時間停電となる地区もあり、当施設では在宅で生活する要介護高齢者を緊急的にショートステイで受け入れる対応を行いました。幸い施設内での停電・断水等の被害や食材納品等の停止はなく、法人内の全事業所では豪雪によるサービス停止には至らず、業務を継続することができました。利用者の安全確保・職員の安全確保・利用者にとって必要な生活サービスを中断させない支援の継続（業務継続計画【BCP】）のため、今季の豪雪を教訓に事業所内では自然災害BCPの研修会を実施し、停電時を想定した平常時の対応について職員間で話し合いを行いました。温暖化の影響もあり、自然災害はいつ発生するか分からない時代です。日頃から災害を想定した訓練と準備の重要性を感じた会津の豪雪でした。



ケアプラン点検について

相談役
菊地 健治

近年、介護サービスの利用は大幅に拡大し、そのなかで、過剰なサービスや不適切なサービスの提供といった問題も一部で見られるようになり、介護保険料の上昇が懸念され、平成19年6月に厚労省「介護給付適正化計画に関する指針」により、ケアプラン点検支援事業が適正化事業の一つとなりました。

ケアプラン点検は、不適切な給付を削減するだけではなく、利用者の「自立支援」に資する適切なケアプランになっているかについて、市町村職員が介護支援専門員と共に基本となる事項を検証しながら、状態像が維持改善し、介護保険制度の信頼性を高めることを目的としています。

そのために、主に点検の有効性が高いと思わ

れる次の帳票より点検対象プランを抽出します。

- ・「認定調査状況と利用者サービス不一致一覧表」
- ・「支給限度額一定割合一覧表」

また、点検対象となるケアマネジメント帳票は、次のとおりになります。

- ・居宅サービス計画書の「第1表」「第2表」「第3表」「第4表」「第5表」
- ・「アセスメントシート」（作成があれば「課題整理総括表」）

※アセスメントシートについては、令和5年10月16日付で改正された「課題分析標準項目」の23項目に基づいたものとなります。

最後に、ケアプラン点検は、運営指導や監査とは違い、自立支援に資するケアマネジメントとなっているかの気づきを促していくことになります。

「令和6年度介護予防支援の指定を受けるまで」

陽光園指定居宅介護支援事業所
角田 裕二

介護保険法改正により、居宅介護支援事業所が市町村の指定を受け直接介護予防支援を行うことが可能となりました。どの事業所におかれましても未知の世界、収支やリスクなどを予測しても不安の方が大きいかと思えます。まずは他事業所の様子を見てからと考えるのが現実的な考察かと私も思っていました。しかし、どこかの事業所が始めなければ前には進まないとの思いから、当居宅内で話し合いを持ち、まずはやってみよう和前向きに検討することが出来ました。

介護報酬が472単位へ引き上げられたこと、要支援者が状態悪化により要介護になられても

同じ担当で安心して頂ける。状態が安定し要支援になられても担当変更なく利用者様の安心に繋がります。

また、当居宅では、法人が委託を受ける福島市清水西地域包括支援センターと協力し業務を進めて参りました。困難事例への対応や総合相談など多岐に渡る苦悩や貢献している姿をいつも目にしています。当居宅で介護予防支援を受けることにより、少しでも負担が軽減出来ればとの思いもありました。

今年の3月から初めての予防支援契約を行ったばかりです。まだ先は分かりませんが、一歩ずつ、地域社会へ貢献出来る居宅介護支援事業所に近づければと思っております。

専門研修Ⅱ、主任介護支援専門員更新研修を 受講する皆さんへ

専門研修Ⅱ、主任介護支援専門員更新研修の受講時、受講者自身で事例等の画面共有を行う必要があります。受講前、再度、画面共有の手順確認をお願いいたします。画面共有の手順等が分からない方は、下記のQRコードを読み取り手順の確認をお願いいたします。



パソコン版



iPad版

第27回（令和6年度）介護支援専門員実務研修受講試験の結果について

介護支援専門員実務研修受講試験、県内の合格率は30.2%

令和6年10月13日（日）実施

	受講者数	合格者数	合格率
第27回（令和6年度）	921人	278人	30.2%
第26回（令和5年度）	913人	162人	17.7%

受験者数が少ないのは、介護職員の処遇改善が浸透し、介護支援専門員に従事するよりも賃金が上昇していること、もう一つは、介護分野に従事する人自体が減ってきていることが考えられます。

福島県内の地域によっては、すでに介護支援専門員が不足してきています。試験に合格した方は、介護支援専門員として現場での活躍を願っています。

介護支援専門員証有効期間の確認を忘れずに

介護支援専門員証の有効期間（5年間）を更新するためには更新研修又は専門研修の修了が必要です。

介護支援専門員としての実務経験の有無等によって、受講しなければならない研修が異なりますので、ご注意ください。

更新手続きについて、福島県高齢福祉課ホームページをご確認ください。

発行：一般社団法人 福島県介護支援専門員協会

会長：逸持治 典子

事務局：郡山市新屋敷一丁目166番 SビルB号

TEL 024-924-7200 FAX 024-924-7202 <https://www.fcma.jp>

広報グループ：清野 公隆 渡部由希子 齋藤 真尚 遠藤 陽子 遠藤キノエ 向井 洋子
星 潤子 大橋 寿子 杉岡 久子 後藤 綾乃 徳元 美好 佐々木香織